

令和7年第7回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議案第77号 仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第78号 特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第79号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第80号 仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定について
5. 議案第81号 仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について
6. 議案第82号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について
7. 議案第83号 令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について

令和7年第7回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年12月17日（水曜日）

10時00分開会

11時48分閉会

出席議員（10名）

|       |      |       |       |
|-------|------|-------|-------|
| 1番 議員 | 岡田良成 | 2番 議員 | 藤堂賢太郎 |
| 3番 〃  | 藤原大  | 4番 〃  | 藤崎源彦  |
| 5番 〃  | 大野直孝 | 6番 〃  | 片岡智準  |
| 7番 〃  | 竹本文直 | 8番 〃  | 若藤敏久  |
| 9番 〃  | 野村安夫 | 10番 〃 | 大野弘   |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

|                |      |                |       |
|----------------|------|----------------|-------|
| 町長             | 片岡信博 | 副町長            | 下久保幹夫 |
| 総務課長           | 大石浩平 | 企画振興課長         | 荒木紀和  |
| 町民課長           | 井上竜一 | 医療保険課長         | 西森秀成  |
| 教育次長           | 吉川毅  | 仁淀総合支所長兼仁淀地域課長 | 片岡龍也  |
| 池川総合支所長兼池川地域課長 | 井上健一 |                |       |

職務のため議場に出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 日浦嘉平 | 書記 | 田村沙織 |
|--------|------|----|------|

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回仁淀川町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

ここで、執行部より議案第79号についての訂正がございますので、よろしく願いいたします。下久保副町長。

○副町長 すみません、お手元にお配りしております議案第79号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一部誤りがありましたので、訂正と差し替えをお願いしたいと思います。

議案書の6ページになりますけれども、ここに条例改正の改正文が出ておりますが、その第1条に、行数で言うと8行目にありますけれども、「10,000円」を「10,400円」に改める。」の次に続けまして、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改めるという改正文を追加をさせていただきたいと思っております。今後このようなことがないように、十分精査をして議案提出をさせていただきますので、誠に申し訳ございませんが、差し替えのほうよろしく願いいたします。

○議長 これで訂正を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、藤堂賢太郎君、3番、藤原大君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。片岡町長。

○町長 おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

高市政権初の総合経済対策の裏づけとなる令和7年度補正予算が昨日成立いたしました。

高市政権は責任ある積極財政を掲げ、一般会計歳出総額で18兆3,034億円となっており、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当、食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円を含む重点支援地方交付金の拡充、物価上昇を上回る賃上げを実現し、地域経済の活性化等を図るため、地方の官公需における価格転嫁の取組を推進するために、地方交付税の再算定などが盛り込まれております。特に重点支援地方交付金については、配分額が決定次第、町民が恩恵を受けられるような効果的な施策を考えているところでございます。

さて、今議会に提案しております議案等については、条例改正3件、指定管理者の指定に関する議案2件、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算議案2件を提案いたしております。提案理由につきましては副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第3、議案第77号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第9、議案第83号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等の確認をお願いいたします。

日程第10、提案理由の説明を求めます。下久保副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案についてご説明をさせていただきます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書1ページの議案第77号から説明をいたします。議案書1ページをお開きください。

議案第77号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

これは、議会議員の期末手当の支給率を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしておりますが、一部の規定は附則に定める日からとなっております。

次に、議案書3ページをお開きください。

議案第78号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、特別職の期末手当の支給率を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとなっておりますが、一部の規定は附則に定める日からとなっております。

次に、議案書5ページをお開きください。

議案第79号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

こちらにも人事院勧告等を受け、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、給与制度改正の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしておりますが、一部の規定は附則に定める日からとなっております。なお、改正給料表は令和7年4月1日から適用されます。

続きまして、議案書22ページをお開きください。

議案第80号、仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります有限会社仁淀川観光を仁淀川町コミュニティバスの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

議案第81号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定期間の満了に伴い、仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、町民バス仁淀川を仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。

す。

次に、議案書24ページをお開きください。

議案第82号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。  
別添の令和7年度仁淀川町一般会計補正予算書（第5号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから9ページの歳入について説明いたします。

7ページの10款地方交付税は、財源調整による普通交付税581万4,000円の補正でございます。

8ページの14款国庫支出金は、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る補助金756万6,000円の補正でございます。

9ページの18款繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金1,115万5,000円の補正でございます。

次に、予算書10ページから23ページの歳出について説明いたします。

まず、歳出全般におきまして、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費及び8節の旅費については、人事院勧告に伴う給与、通勤手当等の見直しを行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略させていただきます。

10ページから12ページの1款議会費及び2款総務費は、全て人件費調整の補正でございます。

13ページから15ページの3款民生費のうち、1項社会福祉費は、全て人件費調整の補正でございます。

14ページから15ページの2項児童福祉費は、物価高騰の影響を受ける子育て世代に対して子供1人当たり2万円を支給する事業に係る経費として、消耗品など需用費10万円、通信運搬費など役務費6万6,000円、物価高対応子育て応援手当740万円の補正、その他は人件費調整の補正でございます。

16ページの4款衛生費は、人件費調整と直診会計の補正に伴う繰出金70万円の補正でございます。

17ページから23ページまでの5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、9款教育費、10款災害復旧費は、全て人件費調整の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2,453万5,000円の補正で、補正後の合計は80億2,733万9,000円となっております。

次に、議案書に戻っていただいて、25ページをお開きください。

議案第83号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別添の令和7年度国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。歳入歳出の詳細は、6ページから7ページをご参照ください。

この補正は、人事院勧告に伴う給与の改定に伴うもので、6ページの歳入は、財源調整として一般会計繰入金70万円の補正でございます。

7ページの歳出は、1款総務費について、人件費調整のための70万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は70万円で、補正後の合計は4億2,206万8,000円となっております。

以上で私からの議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第11、質疑を行います。

議案第77号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終結します。

議案第78号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第78号の質疑を終結します。

議案第79号についての質疑を許可します。質疑はありますか。

（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第79号の質疑を終結します。

議案第80号についての質疑を許可します。質疑はありますか。藤原大君。

○3番 12月定例会でも指定管理者の議案が出ておりましたが、12月定例会では全て非公募で1社の継続やったと思いますが、80号、81号はどうして公募にしたのかの説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 どうして公募にしたかということですか。令和9年度もしくは10年度、地域交通

の再編を予定しております。ですので、再編ということは、金額等に多大な影響を及ぼしますので、今回のコミュニティバスと町民バス・スクールバスは公募にさせていただきました。

以上です。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 その理由であれば、指定の期間が、80号、令和8年から令和11年で3年継続になっているのは、これはほかの業者も1年目は1年間で継続の場合は3年間という、大体そういうルールになっているかなと思うんですが、9年度から改正があるのであれば、これ1年間のほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 9年度か10年度、いつのタイミングで再編をかけるか分からないので、あえて公募は3年間とさせていただいて、9年度もしくは10年度に替わるというふうな前提で、指定管理を再度公募させていただいたところです。その承知の上、公募していただきたいという思いがございましたので、公募させていただきました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第80号の質疑を終結します。

議案第81号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 町民バス仁淀川ということで議案が出てきておりますが、そこでお伺いをいたします。町民バス仁淀川は現在、運転手は何名確保しているのでしょうか。

2点目、町民バス仁淀川のバス運行の実績は全くないと考えますが、この審議委員会は何を基準に安全性を判断したのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 町民バス仁淀川からは、運転手は18名を予定しており、13名は既に確保しております。うち2名は非常時に対応できる職員ということを知っており、また、指定管理を受けたら募集を行うというふうに確認しております。

2点目でございます。何をもちて選んだかというふうなご質問でございましたが、プロポーザル時において、町民バス仁淀川から、上岡コンクリートが緑ナンバーを取得しており、ダンプ2台とミキサー車12台、走行距離は630万kmということで、安全を最も重視し、

無事故で運転をしておられ、3社、吉永土建さん、上岡コンクリートさん、品原建設さんとも安全運転管理表彰を高知県から受けている無事故無違反の事業所であるためです。

なお、プロポーザル時に質疑がありましたが、選定委員からは安全面については質問はありませんでした。

○議長 若藤敏久君。

○8番 この中でゴールドドライバー、無事故無違反のゴールドドライバーは何名いるのか、お伺いをいたします。

次に、2点目であります。プレゼンにおいて、ダンプ、ミキサーが無事故運転ということをおっしゃったようですが、これは全く畑違いだと私は思います。このJV3社の本職は建設業です。建設業で実績を求める、または建設業の実績を言うべきではないかと思うんですが、3社とも安全管理表彰を受けたと、このようにお聞きをして、無事故無違反事業者だというように聞いたんですが、私はこれは信用できません。

なぜならば、その理由は後で申し上げますが、審議委員会はこの無事故無違反表彰ということをお信用したんですね。ならば、審議委員会からどのような答申が来たのか。答申ですね。こういった上岡コンクリートが緑ナンバーで、ダンプ、ミキサーで無事故無違反をやっていると。全く畑違い。ミキサーでコンクリートを運ぶのと、ダンプでバラスを運ぶのと、乗客、お年寄りを乗せてバスを運行するのは全く違いますよ。どういうふうな答申が来ているのか、お伺いをいたします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 審査会の資料のほうでゴールドは18人中13名というふうに記載がございます。運転手さん18名で、ゴールドは13名です。

あと、答申書のほうを、今手元にありますので、読み上げをさせていただきます。12月11日に開催しました選定審議会において、審査結果及び選定理由としまして、事業に対する安心・安全を掲げており、事業計画も妥当かつ事故防止と安全管理も徹底した計画が練られている。非常時にも対応できる対策が取られており、企業努力によるコスト面も考慮している。運営にふさわしい団体であるため。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今、答申をお聞きしましたが、これは全てプレゼンにおける計画、こういったものがすばらしいと言っているように思います。計画を褒めておりますが、具体性が全くなく、計画のみであります。

以前にも申しましたが、町民バスの導入に関しては、国土交通省よりガイドラインが発出をされております。読み上げます。このガイドラインによりますと、運行経費の多寡のみを判断することなく、安全性、利便性など総合的に評価することが重要である。安全面には特に十分な配慮が必要であると、このように書かれております。安全性の第1は、旅客運送事業の実績と、このようになっておる。これはこの場で私は再三申し上げました。町民バス仁淀川は、この実績はゼロであります。

今回、審議委員会が町民バス仁淀川を選定した最大の理由は、素晴らしい計画性もありますが、昨年、マネジメントが2度ほど起こした接触事故、それにあるのではないかと考えますが、17年間事業を続けていけば、万全の注意を払っていても事故は起こります。事故が起こったからと、そのたび指定管理者を交代させていては、今後引き受ける業者がいなくなります。人口も減少して人員不足の現在において、17年間もバス事業を続けることは並大抵の努力ではできません。

少し以前に戻りまして、私は3JVが安全管理の表彰を受けているのを信用できない、このように申し上げました。なぜか。JVの代表である1名、この方が昨年、1年余り前でしょうか、工事中、作業中に、自分のところの重機に足をひかれて足を切断をするという大けがを負っております。また、数年前には、従業員がクレーンで高いところで作業しておって、誤って転落し、大変なけがを負っております。こういうふうな事業所が、安全管理は万全だと、こういった表彰を受けられるものでしょうか。だから、私は信用できない、このように申し上げました。

町長は、このような事故があっても県から表彰を受けられる、信用できますか。審議委員会は、3JVがこういった表彰を受けているよと、それを信用して今回交代させたんですよね、これ。だから、私にしてみてもおかしいのではないかと、このように思いますが、感想をお伺いします。

○議長 片岡町長。

○町長 先ほど事故2件あったというふうなことは、今私も初めて知りました。選定審議会において、安全表彰を受けているというふうなことで、プロポーザル時の申請書類に書かれていましたので、私が先ほど答弁もさせていただいたんですが、本当に今初めて知りまして、私としても、今回の審議会、11月の末に第1回審議会をさせていただいたんですが、そのときに安全について確認がされてなかったもので、再度、2回目の選定審議会をするように、専門家の意見も、委員さんを替えて行った次第でございまして、感想というの

は、やはり運行については安全が何よりも、ガイドラインのとおり、コストと比較して安全が担保されておる必要があるというふうな内容でございましたので、感想というのは、やはり安全が何よりも、ガイドラインに沿って選定を進めていきたいというふうなことで、今回このように議案として、今初めて聞いた内容でございますので、この議案については、審議会の中のほうで、プロポーザル時において安全を重視した提案というふうなことがございましたので、審議会の答申を、今回の議案で指定管理を仁淀川さんのほうにお願いしたい次第であることを分かっていただければと思います。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 ただいまいろんな質疑等をお聞きしましたけども、この指定管理については、3年前に遡って、どういうことが始まったといたしましたら、指定管理者に任せたら物は言えないというのがありました。そっくり議会は通ります。しかし、その後、マネジメントの会社は2回事故をしています。この3年以来ですよ。以前じゃない、以来ですよ。そういう結果、安全面については2回事故を起こしている。

そしてまた、先般の町長の諸般の報告でも、大型の免許を持っておるけども、資格が取れてない。これ安全管理ミスです。そういうような経過の中で、そしてまた、金額を聞いてみれば、今現在の入札の単価はよく分かりませんが、800万円ぐらい安い。これは全部町民の税金です。

そういうことから踏まえたときに、そしてまた、実績がないということを言われた。これも今までを振り返ってみれば、ごみの問題、いろいろな問題等についても、実績がないから入札に入れないと。いろんな討議をされてまいりましたけども、今、人間、常識的に考えたら、事故を起こしていれば安全は担保されない。以前は地球を8回回ったから安全だというふうな話もありました。しかし、その結果、答申書が出た場合には、選定委員会も、あとやる者はおらんから、選定の委員会が出したものを通したと。これ皆さんよく分かると思うんですよ。

だから、今、町民の税金が800万年間安い。相手は事故を起こしている。それでまた違反をしている。これを考えると、何も問題ない、常識問題ですわ。何か違和感があれば、何か個人的なことがあれば、そういうものに意図が行くだろうけども、一般町民から見たら、今の提案について何も不都合はない。

そしてまた、2回審議委員会があった。町内で1回あった。そしてまた、町長はまたそれに上をかけて、町外の者から審議委員会を選んでやったということですので、私は問題

ないと。しかし、町長、町長にお伺いしたいのは、1回目の答申でそういうことが出ておるのに対して、なぜ町長は、自分の結論で、もっと手前に議案に出すべきじゃなかったというふうに思いますが、今言われたことを復唱しますけども、なぜ2回目をかけたかということをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 第2回目の選定審議会のほうは、第1回目の選定審議会の中において、安全について何も討論が、質疑がなかったというふうなことがありましたので、やはり私のほうが安全について確認を、ましてや、新しい事業者さんになりますので、4月1日には住民の皆様にご迷惑をかけないように運行が必要です。そういうふうな引継ぎの手続はどういうふうになっているのかというふうなことを確認するために、2回目の選定審議会をするように指示をしました。

○議長 ほかに。大野直孝君。

○5番 ただいまの件についてお伺いします。先ほど事故の種類について、社長がけがされたとかいう、それからクレーンという2つの事故は挙げられましたが、私思うのに、事故の種類がちょっと違っておると。それから、運転手さんがこの事故を起こしたのかどうかということを確認したいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁できますか。

○町長 今初めて事故があったというふうなことが分かりましたので、その方が、関わった方が運転手に今回、18名になっているかは分かりません。

○議長 大野直孝議員。

○5番 そのとおりだと思いますよ。別人ということは分かったんですが、準備期間というものがございまして。準備期間というものがあって、この場合、指定の期間が4月1日から9年まで、約1年に区切っております。それはやはり新しいところがやるについて、慎重にやるための期間と思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

1回目、2回目のそれぞれの審議会におきましても、新規参入業者ということでございますので、1年が妥当であるということをお答申いただいております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 先ほどの答申書で聞かせていただいた内容なんですけども、今回はJ Vということは、上岡、吉永、品原の各社が、それぞれどういう比率か分かりませんが、J Vという限りは3社が入っているわけで、答申書の中に、私が言いたいのは、この責任の所在が全く出てきてないというのが非常に疑問に感じます。

あつてはならないことなんです。事故というのはあつてはならないんですけども、町民バスもスクールバスも町民を乗せて運送しているわけです。運んでいるわけですから、事故は起こります。これはもうやむを得んことで、起こったそのときの、いわゆる先ほどの答申書の中には、これをどこの会社が運行管理者、責任者を置き、その責任の所在は、その比率、そういったものがきちっと出て初めて、いわゆるこういう町民バスとかいった、こういうのは正直言うたら事故はつきものなので、そこに責任の所在というのは、前回までのマネジメントの場合は1社でしたから、常にそこが責任を当然取るわけですけど、今回はJ Vでやっていますので、J Vという限りは3社がおるわけで、3社の比率がどこどこが大きいからやとか、どこどこはちょっと企業規模が小さいからと、そんな問題じゃなくて、責任の所在は常に3分の1同士であるべきだと私は思いますので、そこら辺りをきちっとして、そうしなければ、万が一起こったときの責任の所在がはっきりしませんので、そこだけをきちっともう1回、答申書の中には出てきてないことはされたのかどうか。

いわゆる運行管理責任者というものが置かれてなかったら、いろんな指示が徹底しませんが、その運行管理者というのが全て安全上の責任者です。指示徹底するのもそうです。3人がしゃべったのでは指示は徹底しませんが、そこら辺りの、回答はできんと思いますけれども、それを明確にしてから、これは出すべき案件じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 私からJ Vというような言葉を一度も発したことはございません。新しく法人をつくっていただく必要がございます、まず、会長は吉永栄一さん、副会長は上岡武司さんと品原和市さんが定款上、役員というふうなことでなっております。

あと、運行管理者はきちんと四国運輸局の局長名で資格者証がある方が管理者に就くというふうなことを頂いております。

○議長 ほかに。岡田良成君。

○1番 これは、私考えてみたら、何か面白くない、私的なことがあるんじゃないかと。

普通常識から考えたら。前回は、地球を8回回った、無事故無違反だということで承認をした。ところが、今回は2回事故を起こしておる。そしてまた、無資格の者を乗らせておる。そしてまた、入札の単価も安い。いろいろ考えたときに、一般町民から見たときに、これは私は当然だと思うんです。

今回、いろんなちまたの空気を聞いてまいりましたけども、私は個人的に裁判をしております。そしてまた大野直孝議員もやっておるといような経過から見たときに、これは誰が考えても、一般町民から持っていったときに、何が正しいか、いいこと悪いことぐらい皆さんもはっきりしてやらなければ、後々大きな問題が起きます。だから、前回のことを皆さん振り返って見たら、選定委員会が決めたものは、これを蹴ったら後で大ごとへ行くでよと。あるいはまた、選定委員会に入る者がおらんぜよと。いろんなことを言われてきた中が3年の経過です。

私は、町長、今、町長が2回慎重にやられた。その内容を聞いたら、先ほども、もう1回安全に対してということで、外部まで雇ってやったということで、万全を期してこの議案出したと。こういうことがありますよね。私は何ら問題ない。この3年間の事故を起こしている、それ以前に事故を起こしてなかったという経過があるんでね。何か知らないものが動いているんじゃないかなと。町民から見て何が正しいかということをおもひもよく考えたらお分かりだと思います。ですから、町長、これからもクリーンな政治をやっていただきたい。それに対して答弁をお伺いします。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 当然、私、憲法擁護義務がありますので、クリーンな政治を行うというのは当然でございます。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 素朴な疑問で伺いますが、議案80号で町長の説明は、9年度かに町内の総合的な交通体系の見直しを行うと。それに向けての準備期間で、今までどおりの業者にやってもらうというような説明があったんですが、それで間違いはないですかね。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 今回、8年、9年、10年の3か年度の指定管理期間でございます。9年度もしくは10年度に地域交通の再編をしますのです、そこも金額等が大きく変わる可能性がございますし、路線も変わります。人員も変わります。そういうことも踏まえて対応できる業者を選定したいということで、選定審議会を改めてしました。

引き続き、仮に今、マネジメントさんとお話もできたかもしれませんが、やはりここは選定審議会という指定管理の制度の中で枠組みがございますので、あえて公募を取らせていただいた次第でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 町長の答弁、非常に矛盾しゆうのどと私は思うんです。ほんで、将来的に、あと二、三年先に交通体系を見直すという計画で動いておれば、それまでの間は今までどおりの業者にやってもらって、その中で一緒に考えていくというのが当たり前ではないかなというふうに思います。なぜ今回、このように違う業者に審議結果になったのか、不可解であります。確かに計画上は700万か800万か少ないというふうなことを伺っておりますが、町民の税金ではありますが、それは安全面には代えれないと私は思います。

先ほど岡田議員から、この案を蹴ったら大ごとになるんやという言葉がありましたけれども、何かそれにも非常に違和感を持ちます。何でそのようなことを言えるのかなと、一議員が言えるのかなというふうに私は思います。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 私は自分の判断が矛盾はしてないと思っておりますので、以上でございます。

○議長 藤原大君。

○3番 僕も直孝さんと良成さんが言ってたように、ダンプとバスの事故は違うなと思うんですが、同時に、バスとダンプの運行実績は違うなという思いがあります。

あとちょっと、すみません、僕、皆さんより知識がなくて、確認なんです、町民バス仁淀川は会社として成立しているんでしょうか。それが4年前の田舎生活さんの秋葉の宿の指定管理のときにちゃんと会社として存在しちゆうかよという話が、僕はそのときはまだ議会におらんかったんですが、そういう話があったようなので、それを確認したいです。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ここで、この議会で議決されれば、法人化に向けて早急に進めていくということでございます。

また、先ほど観光センターの話が出ましたが、それより以前に、宝来荘、前の指定管理者である、株式会社安居溪谷だったと思うんですが、そこも最初の申請のときは任意団体でした。その後、議決された後に株式会社へ移行した経緯がございます。

以上です。

○議長 藤原大君。

○3番 4年前の田舎生活は議会が否決しているんですよね。その否決した理由が、法人化されてないというのを、先それをしろという話やったと思うんですよ。僕の記憶している限りでは。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 指定管理の募集要領か要綱、ちょっと正確な名前忘れたんですが、議会議決後、法人格を有しなさいというふうなことで、仕様書だったかもしれませんが。そういうふうなことで公募をかけております。

○議長 総務課長。

○大石総務課長 少し補足をさせていただきますが、町の指定管理者全てが法人格を有しているということではございません。例えばしもなの郷であるとか中津観光協会というのは法人の登記をしてないですが、団体として活躍をされております。

以上です。

○議長 休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○6番 先ほどの続きなんですけども、ちょっと話を聞いてたら非常に、田舎生活やいうのこの自動車の運行管理、全くこれは異質のものですよ。こちらのほうはきちっと法の手続きができてなければ、これは成立しませんので。

先ほど、私はJV、あえて申したんやけど、3社でやってというなんやけども、優先度内容がJVやったからJVというような感じやったんで、質問させてもうたんですけど、3社があって、法人がなあなあでできた。それは法人じゃないですよ。きちっとした法人格を持ってやろうと思えば、やはり登記して、きちっと法人の登記をし、そしてそこに初めて運行管理責任者というのは、これは法律できちっと置かないかん。駄目なんです。そして、その運行管理責任者がきちっとそれぞれの安全運転について指示をし、そしてその指示に従って全てやり、そして、例えば、起こっては駄目なんですけど、事故が起こったということは、当然、それに基づいて、その過失責任は安全運転管理者、責任者に行きますので、それで、いわゆる補償の問題の責任問題の、補償の問題はこれ全く別なんです。だから、別のことになりますし、だから、安全運転管理者、運行管理責任者というのはき

ちっと決めておかなければ、そういういいかげんな法律になってないはずなんですけどね。  
以上です。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 30日以内に法人格を持ちなさいというふうなことで議決をしております。法人格は持ちます。そうしたら、正規にはそちらのほうを負うというふうなことで、あと、運行体制についても、今の計画で、法人ができた暁には、運行管理者と副の運行管理者2名を配置するように審査会の資料のほうには書かれております。

○議長 ほかに。藤崎源彦君。

○4番 2点ほど質問させていただきます。最初は、選定委員会の1回目、町内から選定委員を選任してやったプロポーザルの件なんですけど、前回では選定委員が6名でやっているというふうに聞いていますが、今回は3名だったと。どうしてそういうふうに変更したのかという説明が1点目。

それと、2点目、安全性という言葉が先ほどの質問に出ています。町長も定例会のときに安全性を重視したということ述べておられます。その安全性で言えば、やっぱり運転手が安全に運行できるかどうかというのが一番のポイントになると思うんです。

それで、今回出ている会社の運転手さんの、まずは、もう社名が出ているから言いますが、マネジメントのほうの運転手は全員が仁淀川町出身者です。今回の会社の運転手は仁淀川町出身者かどうかというところは確認できているかどうか。

それと、あと年齢ですが、年齢はマネジメントのほうは定年制を敷いております。高齢のドライバーにならないようにということで。今回の会社のドライバーはそういう高齢のドライバーが含まれていないかどうか。それと、免許については二種免許ですが、その取得がちゃんとされているかどうか。その辺の確認ができていないかどうかを質問します。

以上です。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

1点目の選定審議会の委員が6名が3名になったということでございますが、これにつきましては、3年前については、ずっとバス事業というのは非公募でやっておりました。十数年ぶりの公募という形で行いましたので、慎重を期するために6名ということにさせていただきました。今回、3年前、公募2回目なんで、直近で、ということで、定時の3名に戻したということでございます。

○議長 片岡町長。

○町長 町外が6名、町内12名です。あと年齢は、71歳が一番最年長の方で、あとは、一番多い年齢構成は60歳代でございます。なお、71歳の方は緊急的な措置ということで、現在、乗るか乗らないか分からないんですが、そういうふうなことで2名、71歳の方は登録にはございますので、乗る可能性もございますので、一番年長者の方は71歳です。

あと、二種の免許は、順番にちょっと数えるお時間を頂きたいです。あと、大型二種をお持ちの方は、9名の方がお持ちになっております。あとは大型一種でございます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 補足させていただきますが、大型一種でも、講習を受ければ、有償運送というのは乗車が可能となっております。

以上です。

○議長 ほかに。藤崎源彦君。

○4番 一種で講習を受ければオーケーだということは私も知っています。それはそれとして、マネジメントが最初、会社を立ち上げたとき、これはまだ指定管理制度になる前に事故がありまして、警察の車両等の事故、そのことがあって、役場のほうから会社を設立してくれないかという要請が出まして、それで立ち上げたのがマネジメントです。そういった流れがあって、今まで継続してやってきたのは、安全性に物すごく力を入れてやってきたわけです。

町長が安全性を重視すると言われて、2回目のプロポーザルをやったわけですが、ここではどういう点が安全性を重視されていると受け取ったのか、それをお伺いします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

この審議会のときに、2回目ですけれども、事前に町長が確認しておきたいというようなことを事前に私どもが承っております、そのことを委員さんの前で業者さんのほうにぶつけております。それを委員さんの判断材料にさせていただくということにもなるわけですが、教育委員会サイド、それから企画振興課サイドから各2点ずつ質問をさせていただいております。

以上です。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 私は以前に介護タクシーを開業したことがあります。そのときに経験したことで

すが、大型二種を持っておれば大型の緑ナンバーのバスに乗れるか。乗れません。なぜかというと、バスならバス協会の指定する講習をもう一遍受ける。貨物と、お客さん、人間を乗せるのでは乗り方が全く違うということで、講習を受けに行きました。それでやっと開業できた経験があります。

そういうことを思い出して、今までの業者は、新しく運転手を採用した場合には、その講習を受けさせているということも聞いたことがあります。それで、国交省の指針によると、有償運送、白ナンバーであっても、それに準じた形で運行しなさいというふうに書いてあったというふうに思います。そういうことで、この新しい会社はそこまでやる計画があるのかないか、お聞きをします。

○議長 執行部、答弁。荒木企画課長。

○荒木企画振興課長 ご質問にお答えします。

受講予定となっておりますし、私どもはふだん国の運輸局さんともお付き合いもございます。そういったところでご指導もいただきながら、また指導もしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第81号の質疑を終結します。

議案第82号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第82号の質疑を終結します。

議案第83号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第83号の質疑を終結します。

これで質疑を終了します。

休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時18分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、これより討論・採決を行います。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第77号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第78号、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第79号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第80号、仁淀川町コミュニティバスの指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第81号について討論はありませんか。若藤敏久君。

○8番 議席番号8番の若藤でございます。反対討論は原則として、条例や規則、手続等に不備があり、公正公平な選考が行われたい、こういった場合に限られる。このことは承知しておりますが、本件は条例や規則、手続等に不備があったわけではありませんが、プレゼンの内容を確認せず、全てを信用しており、公正公平な選考が行われていない、このように思われますので、私は議案第81号、町民バス・スクールバス指定管理者の指定について反対討論をさせていただきます。

審議委員会はプレゼンにおける計画、内容がすばらしいと言っておりますが、一番重要な安全性については一切触れておらず、プレゼンの内容だけで判断をしております。マネジメントが昨年起こした接触事故が影響になったものと考えられますが、国土交通省が発出しているガイドラインのこれまでの実績、これは一番評価しろと。これまでの実績はどうなります。人口が減少し、人手不足の昨今において17年間事業を続ける、これは並大抵のことではありません。並大抵のことではないと考えます。このようなとき、すぐに指定管理者を交代させていたら、今後、引き受ける業者がいなくなります。町民バス・スクールバス事業を継続させる、このためにも、今は交代させるべきではない、私はこのように考えます。

17年間の実績は、プレゼンにおけるきれいごととはレベルが違います。議案審議でも申し上げましたが、JVの代表があのような重大事故を起こしているにもかかわらず、安全運転管理表彰を受賞している。私は信じられません。また、今回の決定には安全性も全く担保されておられません。以上のことから、議案第81号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定については反対をいたします。

以上でございます。

○議長 次に、原案の賛成者の発言を許可いたします。大野直孝君。

○5番 賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

以前の会社は、特定の会社とありますが、独占していると言っても過言ではないと思います。先ほども申されましたが、17年間にわたって変更がなかった。しかし、このたび2回目において、競争入札ではないですが、競争が実現された。そして、2回目にして、選定審議会の2回の答申を経て選定されました。これはやはり町民にとってもいいことでは

なかったでしょうか。

この新しい会社に私は付託してもいいのではないかと考えております。執行部のほうも1年間というふうにお試し期間を設けております。いろいろと心配な点はあるかと思いますが、この点も含めて判断をさせていただきたい。賛成いたします。よろしく申し上げます。

○議長 続いて、反対討論はありますか。片岡智準君。

○6番 自席でさせていただきます。私は反対という立場で討論をさせていただきます。

私は寺村橋のたもとで車の出し入れを毎日数回ぐらいしております。そんな中で感じたことをちょっと申し上げますと、寺村橋のたもとということは、寺村トンネルがあります。そのトンネルというものの造りは、愛媛寄り、高知側、いずれも出口から30m以内ぐらいからカーブしております。カーブしており、構造が分からないものがあそこを通過する際、最低限で守ってほしいのは、トンネルの入り口の上にも書いてありますが、点灯してくださいと書いています。要は前照灯をつけてトンネル内は走行してくださいと書いております。といたしますのは、点灯しなければ、あのカーブを車が入ったときには、一切見えません。ご存じのように、33号線の寺村トンネルの愛媛側、高知側もT字路の交差点なんです、あれは。そして、交差点でありながら、さらに、愛媛寄り、高知寄りともに30mぐらいの範囲で大きくカーブしておりまして、車が入ったときに電気をつけていなければ、どちらの交差点からでも見えません。

○議長 片岡議員、端的に反対の討論をお願いします。

○6番 そういうことで、あの場所を出入りしよって知ってしまして、先ほど申しました3社、どこの会社とは申しませんが、車の運転手が、今回は公募するということですが、その運転手は電気をつけて行かないのが、公募しておいたら分かりませんが、運行管理者がそのことをまず知っておいていただきたいということなんですけども、まだそれができてないというようなことであれば、恐らくそういうことに関しての安全運転の危機管理が全くできてないと判断せざるを得ません。

ということは、安全管理が、そういうことが徹底できていないということであれば、今回のこれをもろ手を挙げて賛成するという気持ちにはなれませんので、今回のことについては私は反対といたします。

以上です。

○議長 賛成討論はありますか。岡田良成君。

○1番 私はこの案件に賛成をいたします。

前回の3年前を振り返ったときに、それぞれ詳しく話は要りませんけども、安全が大事、地球を8回回った、そういうことで前回は可決をされました。この3年間のうちにマネジメント会社は2回の人身事故をしております。そしてまた、今回の議会で町長のほうから、大型免許を持っているけども、竹本議員が言われましたように、内容のいわゆる資格を持ってなければ乗れない。安全管理ができてない。こういうことです。

私は、皆さんが前回言った言葉の中では、全く違う。信念がない。だから、普通、一般常識から考えたらですよ、町民が、そういうことで話ができたと、安全の神話は崩れました。そしてまた、金額についても、前回は450万ぐらい安かった。今回も安いというような話は聞いております。町民の税金です。

そしてまた、誰しもがこの事業に入る前には、安全管理をし、会社経営を考え、町民のことを考えて公募します。そしてまた、今回、町内の審議会をやった。その上にもう1つ、安全をかけて、町長は町外の審議委員を選んだ。その結果が今の会社に選定されたというのが事実であります。

だから、皆さん方は、いろいろあるかも分かりませんが、私は、町民からの常識では、しいよい話です。誰かが頼まれて、自分の信念を崩してこの場へ来ておる。常識を考えたら当然のことです。

今も言うように、車の車両運転のときに、会社が事故を起こした、重機で起こした、これ論外。今はこのスクールバスをどうしていくか。安全にやってもらいたい。そしてまた、金額のことも相場があるでしょう。将来のために、町では9年度には替えたい。話ができる会社とやりたい。これごもつともなことですよ。町民から聞いたら当然のことです。

私は今、裁判をしております。そういうこともあって、これは結果出ますよ。そういうこともあって、今のマネジメント会社については異論を申し上げてきました。そういう面から、町民の安全・安心を守るために、今回、挑戦しようとして会社もいろいろ努力しています。そしてまた、審議委員会もそれを見て、結果、通っています。何か根拠のある話が、きちんとするものがあれば、きちんと反対理由ができるものがあつたら、堂々としてもらいたい。

これは町民の、私は町民の心で物を言っています。どこの会社が取ろうとも結構です。しかし、あんたたちが言うた、前回は。審議委員会のことを蹴つたら、後困りはせんかと。

誰もやり手がおらんぞという話はみんなしましたよ。これは結果ですよ。今回は全く違う。何か動いたとしか思えない。これは私の感想です。

今回、仁淀川バスは、町民のために、町の執行部共々に話をしながら、前へ進めていきたい、そういう思いから、今、相手方は事故を起こしている。しやすいことですよ。審議委員会は通っている。判断しやすいこと。何か動いている、心の中で。私は今、町民バスについての提案については賛成であります。

そういうことで、賛成討論を終わります。よろしくをお願いします。

○議長 ほかに討論はありますか。藤崎源彦君。

○4番 議席番号4番の藤崎源彦でございます。私はこの件に関して反対します。

その一番の理由、先ほどから安全性という言葉がしきりに出ています。質問にもありました。ただ、答えのほうは具体性を伴わない、分かりにくい答えでした。そんな答えには納得いきません。

それに、実績をもっと重視すべきだという考えが一番です。それは、人を乗せて走る、それと、そのほかのものを載せて走るものを同等に比較することはできません。やはり運転の中には安全性もありますが、そういう乗る人との対応、そういったところも重視すべきだと思います。そういうことから、私はこの件に関して反対します。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。よって、議案第81号、仁淀川町町民バス・仁淀川町スクールバスの指定管理者の指定については否決されました。

議案第82号について討論はありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって、議案第82号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）については原案どおり可決されました。

議案第83号について討論はありませんか。若藤敏久君。

○8番 申し訳ありません。本来ならば、今の82号でやるべきやったんですが、今議会の総括としてお伺いをいたします。

今、我々議員は来月に向けて一生懸命の運動の状況であります。そこでお聞きをしたいのは、社会福祉協議会でございます。この社会福祉協議会に対しまして、仁淀川町から一体幾らのお金か、町民の税金が出ているのか。それを分かりますれば、細かく言うだければいいんですが、各項目ごととは言いませんので、総額でも構いません。よろしくお願ひいたします。

○議長 執行部、答弁。吉川教育次長。

○吉川教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

仁淀川町社会福祉協議会にはいろいろな形で町全体で支出をしているわけですが、教育委員会関連が多分一番額としては大きいと思います。令和6年度の決算で言いますと、ちょっと細かい数字は忘れちゃったけども、1億4,000万程度の金額のほうを支出しています。その内訳としましては、保育所の運営に関わるものがメインということになります。

教育委員会のほうとしては以上です。

○議長 西森医療保険課長。

○西森医療保険課長 ご質問にお答えします。

医療保険課としましては、社会福祉協議会のほうに、6年度の実績でございますが、1,559万円ほど支出しております。それと、隣の課ではございますが、本日出席しておりませんので、健康福祉課の分につきましては、7,400万ほどの支出をしております。

中身につきましては、医療保険課のほうは訪問入浴や介護サービスのほうの送迎に要する交通費等がメインとなっております。続きまして、健康福祉課のほうですが、こちらは社会福祉協議会のほうの事務局への人件費等の補助が約5,000万ほど支出したのがメインになろうかと思いますが、詳しくは、出席しておりませんので、メインのところだけご報告いたします。

以上でございます。

○議長 若藤敏久君。

○8番 ということは、2億3,000万から2億5,000万ぐらい、総合すれば、ということになりますね。

この社会福祉協議会というものの職員は公務員ではありません。しかしながら、町民の税金が2億5,000万余りも投入されている、こういったことであるならば、もう少し考えた行動をしていただきたい。この場を借りて申し上げておきます。

と申しますのは、この特定の候補者、社会福祉協議会の会長さんが推薦人になっております。社会福祉協議会の事務局長のお父さんが後援会の副会長であります。そして、事務局長の奥さん、この方が課長を務められております。もう1名、福祉課長がおられます。この方も推薦人になっております。

町民の税金を2億5,000万、当然、先ほど来言われております公正公平な社会福祉協議会でなければなりません。公務員といっても差し支えない、そういったほどの立ち位置にあると考えますが、組織ぐるみで特定の候補者、この推薦をしている。私はこのことに関しまして、大変、何と申しますか、腹立たしい、そのような思いがしております。

この場で言わなければ声が届きませんから、この場をお借りして、社会福祉協議会にもう少し考えた行動をしようと、このように申し上げておきます。町長、答弁なくても構いません。質問ではありませんので。感じるものがございましたら一言お願いいたします。

○議長 執行部、片岡町長。

○町長 表現の自由、もちろん公職選挙法という一定の縛りの中で動く必要がございます。この場で答弁のほうは、私としては控えさせていただきますことをご了承ください。

○議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第83号、令和7年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決されました。

これで議案の審議を終わります。

以上で日程は全て終了しました。これで令和7年第7回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午前11時48分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員